

令和 6 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 8 月 5 日

担当部・課：教育委員会教育総務課〔内線 5 0 1 3〕

① 件 名
令和 6 年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の結果について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」ものとなっている。教育委員会では、平成 20 年度から、震災直後の平成 23 年度を除き、毎年実施している。 また、点検及び評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされており、3 名の学識経験者を選任し、意見聴取を行っている。 【目的】 学識経験者から意見聴取した結果を報告書としてとりまとめ、公表することにより、市民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資する。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） 石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価実施要綱（平成 20 年石巻市教育委員会訓令第 7 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 5 月 教育委員会第 5 回定例会において、事業の実施内容を説明するとともに点検及び評価を行う 11 事業を選定 6 月 学識経験者 3 名を選任し、学識経験者 3 名に対し、事業内容等の説明会を開催 7 月 学識経験者 3 名による意見聴取会を開催し、その結果を報告書としてとりまとめ教育委員会第 7 回定例会において、点検及び評価結果を議決
⑤ 主な内容
第 2 期石巻市教育振興基本計画実施計画に掲載し、令和 5 年度に実施した事業のうち、重点的に取り組む必要のある事業などから 11 事業を選定し、点検及び評価を行い、その結果を別冊のとおり報告書としてとりまとめた。 点検・評価の実施方法 (1) 教育委員会各課等において、対象事業における実施状況、成果等の自己点検及び評価を行う。 (2) 学識経験者から意見を聴取し、報告書としてとりまとめる。 (3) 教育委員会定例会で審議後、報告書を議会へ提出し、併せてホームページに掲載し、公表する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
教育行政における説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的な教育行政の運営に資する。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき実施するものであり、全国の教育委員会で実施している。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和 6 年 9 月 市議会第 3 回定例会に報告書を提出し、併せてホームページにおいて公表
⑨ その他